

発達障害児者への教育支援と ICT に関する諸問題

—メディア・リテラシーを中心に—

爲川 雄二 東北大学大学院教育情報学研究所

要 旨： 情報教育の目標として掲げられている「情報活用能力」の一つにメディアリテラシーを位置付けた上で、発達障害児者本人にとってのメディアリテラシーとその養育者・教員・支援者等にとってのメディアリテラシーについて、理論的検証と実践例の紹介をした。さらに学校教育の現場における一部の教員への負担集中の様相等、メディアリテラシー育成の阻害要因となりかねない問題点と、今後の考え方について論じた。発達障害児者に対しても何らかの方法でメディアリテラシー育成への支援が必要である一方で、養育者・教員・支援者らのメディアリテラシーに関する検討も必要であることから、今後の道具としての ICT との関わり方に再考を要することが示された。

Key Words： メディアリテラシー, ICT, 発達障害

● ————— I. はじめに

IT という語が使われ始めて久しく、既に言い古された感さえあるほど、世の中は情報化社会に向けて確実に進んでいる。近年の日本において、IT に代わる語として ICT (Information and Communication Technology) が用いられることが多くなってきた。両者の意味的な違いについては諸説みられるが、大きな違いは無いと言える。むしろ、欧米ではかつてから ICT が広く一般的に使われていたため、日本においてもこれに合わせる形で ICT を使うようになってきたと考えられる。総務省が毎年発表している『IT 政策大綱』も、2004 年からは『ICT 政策大綱』に名称を変更する²⁴⁾など、日本でも定着しつつある語である。

情報化社会への進展は主に、ハードウェア及びソフトウェアの進展とも言えよう。しかしながら、ハードウェア及びソフトウェアの進展が著しい一方で、そこで扱われる情報に対して人がどのように関わっていくかという視点を検討する時間があまりみられてきていない感がある。国会議員が裏付けの乏しい電子メールのコピーをもとに他の議員を糾弾し、逆に自ら議員の職を辞するという騒動は記憶に新しく、情報化社会における情報の扱いについて考える

好機となった。その議員の資質に関して本論では言及しないが、電子メールという情報の特性とその扱いについて未熟であったことは否定できない。そこで本論では、情報化社会における「生きる力」として、メディアリテラシーに焦点を当て、その定義と、発達障害児者への ICT を利用した教育支援における今日的な問題点を示す。

● ————— II. 情報化社会における「生きる力」： メディアリテラシー

元来、リテラシー (literacy) とは、読み書きの能力や、それらを反映した識字率を意味する言葉である。情報化社会への突入に伴って、情報流通のメディア (テレビ、ラジオ、新聞、コンピュータネットワーク等) に関する活用能力については特に「メディアリテラシー」という語で表現されるようになった。メディアリテラシーは単純に、メディアから受ける情報の読み書きの能力自体だけでなく、情報の取捨選択の能力も含むようになった。メディアリテラシーについて、菅谷²⁵⁾は以下のように説明している。

メディア・リテラシーとは、ひと言で言えば、メディアが形作る「現実」を批判的 (筆者注：否定的な意味合いではなく、適切な基準や根拠に基づ

く、論理的で偏りのない思考の意)に読み取るとともに、メディアを使って表現していく能力のことである。最近、コンピュータを使いこなす意味での「コンピュータ・リテラシー」や「情報リテラシー」と混同される場合もあるが、ここで言うメディア・リテラシーとは機器の操作能力に限らず、メディアの特性や社会的な意味を理解し、メディアが作り出す情報を「構成されたもの」として建設的に「批判」するとともに、自らの考えなどをメディアを使って表現し、社会に向けて効果的にコミュニケーションをはかることでメディア社会と積極的に付き合うための総合的な能力を指す。(中略)

世の中は、メディアを通しては語り切れないほどの矛盾を抱え、限りなく混沌とし、真実はとらえどころがないほど複雑である。「メディアはウソをつく」とひとりで片づけるのはたやすいが、メディア社会に生きる私たちは、メディアがもたらす利点と限界を冷静に把握し、世の中にはメディアが伝える以外のことや、異なるものの見方が存在することを理解し、社会に多様な世界観が反映されるよう、メディアと主体的に関わっていく責任があるのではないだろうか。そうした意味で、「メディアは現実を構成したものである」ことを出発点に、メディアを理解していくメディア・リテラシーは、情報社会に生きる私たちにとっての「基本的な読み書き能力」になるに違いない。

ところで、文部省(現・文部科学省)「情報化の進展に対応した初等中等教育における情報教育の推進等に関する調査研究協力者会議」の最終報告『情報化の進展に対応した教育環境の充実に向けて』(1998年8月)¹³⁾では、今後の初等中等教育段階で育成すべき「情報活用能力」を次の3点に集約し、情報教育の目標として位置づけることを提案した。

- (1) 課題や目的に応じて情報手段を適切に活用することを含めて、必要な情報を主体的に収集・判断・表現・処理・創造し、受け手の状況などを踏まえて発信・伝達できる能力(情報活用の実践力)
- (2) 情報活用の基礎となる情報手段の特性の理解と、情報を適切に扱ったり、自らの情報活用を評価・改善するための基礎的な理論や方法の理解(情報の科学的な理解)
- (3) 社会生活の中で情報や情報技術が果たしている役割や及ぼしている影響を理解し、情報モラルの必要性や情報に対する責任について考え、望ましい情報社会の創造に参画しようとする態度(情報社会に参画する態度)

ここで提案された目標こそ、メディアリテラシーであると言える。さらに2002年に文部科学省から出された『情報教育の実践と学校の情報化～新「情報教育に関する手引」～』¹⁶⁾において、本文外のコラム扱いではあるものの「メディアリテラシーの向上」という表題で、メディアリテラシーの概念とその重要性について明記された。

これからの情報化社会において、メディアリテラシーは必須であり、教育の場においてその向上がより求められることになるであろう。しかしながら、発達障害児者本人にもメディアリテラシーが本当に必要なのであろうか。また、発達障害児者の養育者・教員・指導者らにどのようなメディアリテラシーが求められるのか。以降で議論する。

● Ⅲ. 発達障害児者(本人)にとっての メディアリテラシー

1. 理論的検証

インターネットの利用が日常的になりつつある一方で、障害児・者がその障害ゆえに情報通信技術の恩恵を受けることができず、「情報弱者」となる懸念も指摘されている。「情報弱者」という語は、情報化社会の進展に伴って「デジタルデバイド」(digital divide; デジタルデバイドとも)という語とともに、社会問題の一つとして頻繁に用いられるようになった。IT用語のオンライン辞典『IT用語辞典 e-Words』⁴⁾では、デジタルデバイド及び情報弱者について以下のように説明されている

様々な理由から、パソコンやインターネットをはじめとする情報・通信技術の利用に困難を抱える人。情報技術を活用できる層と情報弱者の間に社会的・経済的格差が生じ、あるいは格差が拡大していく現象を「デジタルデバイド」という。

情報弱者は、典型的には、低所得者や高齢者、視聴覚障害者などがこれにあたる。文脈によっては、通信インフラの整備が遅れがちな離島や山間部の住民、発展途上国の国民などを指すこともある。

(中略)また、体に障害があることによって「情報弱者」となっている人たちに対する取り組みとして「情報のバリアフリー化」が提唱され、様々な取り組みがなされている。視聴覚が不自由な人でもアクセスしやすいWebページを作ることや、障害をもった人たちにとって必要な情報を用意することなどが必要である。(以下略)

インターネット・携帯電話・コンピュータなどのいわゆるIT産業の主力となる製品の開発、および更新の速度は予想以上に速いため、それらに対応するための支援技術の開発が追いつかない状況も見られるようになってきた。そのため、情報通信技術の加速的な進歩によって、デジタルデバイドが拡大してゆくのではという危惧も指摘されている⁵⁾。

1995年5月、郵政省(現・総務省)電気通信審議会は、「情報アクセス、情報発信は新たな基本的人権」と明快に示した。そして、同年

4月から、郵政省通信政策局内に「高齢者・身体障害者の社会参加支援のための情報通信のあり方に関する調査研究会」が設置された。同調査研究会には、「情報バリアフリー部会」が設置され、1996年4月に最終報告書『共生型情報社会の構築』として公表した。そこでは、「誰もが自由な社会活動の選択肢を持ち、高齢者、身体障害者がその他の市民と共に社会に参加でき、サービスを受けると共に、サービス提供者となるような社会」を「共生型情報社会」と名付け、今後のあるべき情報社会の姿として提示した。すなわち、世代の違い、身体障害の有無や程度によらず、高度な情報通信基盤を活用した、豊かで自立した生活が可能になることを目標にした¹¹⁾。

このように、障害者が「情報弱者」とならないための意識は既にみられている。しかしながら、ここで対象となっている障害は身体障害や感覚障害が主であり、これらの障害に対してはいわゆる「アクセシビリティ」の観点からハードウェアおよびシステムの開発が多数みられている一方で、発達障害に対する意識や取り組みの例は稀少である。

発達障害児教育の現場では、タッチパネルや低年齢児向けのソフトウェアを利用したり、ユーザを限定したネットワークで情報通信技術を活用する例がみられている²⁷⁾。これらの背景には、発達障害児がインターネットを利用する際の、ハードウェア操作の困難性、文字理解の困難性、サイバースペースという実社会とは異質の空間とその機能、またその空間でのルール、マナー等や実社会との関係の理解が困難であることが考えられる。サイバースペースでのルール等の理解が困難である場合、インターネットを利用した悪質な犯罪に巻き込まれる危惧さえ生じる。その結果、児童・生徒が被害者になるばかりでなく、加害者になる可能性も否定できない。保護者・養育者や指導者の監視下で常にインターネットを利用すれば、このような事態は避けられるかもしれないが、常に監視下の状態を確保することは困難である。

そうであるならば、発達障害児にインターネットを触れさせなければ良いのではという議論が生じるであろう。いわゆる「無菌状態」に置いておくことで、インターネットから生じる種々の問題から避けられるであろうという考え方である。しかしながら、近年の情報化社会の進展は、今後後退することは考え難い。インターネットという通信手段を有した社会形態

は、将来的に衰退する可能性が皆無に近い以上、今後は従来の電話のような通信手段となり、発達障害児の家庭や周囲の環境においても、ごく自然なものとして存在することとなる。そのような環境においても、発達障害児からインターネットを遠ざけることが可能であろうか。

これまでの情報通信技術の発達において、新しい技術は常に問題視されてきた¹⁰⁾。例えば、話し言葉を視覚化して保存するという「書く」という技術に対してプラトンは『パイドロス』の中で、書き言葉は非人間的で人工的で、記憶力を衰退させてしまい、「心を弱める」とさえ述べている¹⁸⁾。また電話の草創期（19世紀終盤から20世紀初頭）においては、その新しい通信手段の利用法や社会的な意義について模索の時期があった。電話の適切な利用方法が確立していない19世紀末においては、カナダの電話帳に「電話で商談をする時間は制限されていませんが、“直接会って話をする”ほうが短い時間で済むという利点があります」と記載されていた²⁾。現代では、発達障害児教育の場においても、電話の適切な使用方法の指導は社会適応を考える上で重要な指導項目である。その指導では、ダイヤルの仕方等の機器としての電話機の使用法に限らず、いたずら電話の防止や、電話をかけた際に話すべき内容等も指導する。さらに、テレビ放送が日本で始まってから2年後には、小・中学校でプロレスごっこによる死傷者が相次ぐ事故が続き、テレビが児童・生徒の言動に与える影響が問題視され、大宅壮一の「一億総白痴化」と言葉に集約された。テレビに対する批判はその後も続き、視聴時間の増加と家族対話の喪失、ひとり視聴の問題、暴力描写、性描写等が子どもに及ぼす影響を危惧し「テレビ罪悪論」という識者が現われたほどであった。これに対する逆批判としては、「暴力シーンが、そのまま短絡的に少年非行に結び付くものではない」とか、「テレビは単なる道具であって、道具の使い方はそれを使う親や個人の責任である」等が出た³⁴⁾。今日においても、テレビが子どもに及ぼす影響については種々の意見がみられるが、少なくともテレビそのものが悪影響を及ぼすという意見はみられない。

これらの歴史を鑑みると、インターネットという通信技術・通信手段においても、今後は機器の使用法に限らず、その通信手段を用いた場合のふるまいやエチケットについて指導する必要があるものと考えられる（特に電子ネットワーク上でのエチケットを「ネチケット」と

言う造語で表現することがある)。これらの指導が、学習指導要領等で述べられている「情報活用能力」つまり、メディアリテラシーであると言えよう。

2. 実践の一例より

武富²⁶⁾は、ソフトウェアの工夫により知的障害児においても触れ、慣れ、親しむという段階の指導は、遊びとしては比較的容易であるが、情報を処理し活用するというメディアリテラシー本来の指導段階になると、意味理解や概念理解等つまずき、遊び的な指導の継続では自立につながらないと指摘している。知的障害児に限らず、コンピュータ操作の獲得とその指導はコンピュータが持つ多様性が逆にそれを困難にしている。初心者にとっては、何をさせたらいいのかわからないというのがその主な要因である。使用者が日常生活の中でコンピュータをどのように使っていくのかという「使い方のモデル」をもっていないと、その多様性を十分発揮することができない²⁷⁾。実際、児童・生徒はもちろん教師にとってもコンピュータの操作が容易でなく、道具としての性格が分かりにくいという指摘がある²¹⁾。広義の情報教育の一環として、児童・生徒にコンピュータ利用の「モデル」を持たせる指導に向けた検討や議論が今後の課題の一つであると考えられる。

知的障害養護学校以外の特殊教育諸学校においては、インターネットを利用した活発な取り組みがみられる³⁷⁾³⁵⁾。知的障害児に関しては、健常児とのコミュニケーション能力の差を考慮し、いきなりインターネットのような広域ネットワークにアクセスさせることは困難であることが指摘されている¹⁷⁾。そのため、ネットワークを疑似体験する学習ソフトウェアによる取り組み¹⁷⁾や、会員制のネットワークによる取り組みがみられる。インターネットを利用した会員制によるコミュニティスペースは、『チャレンジキッズ』による実践が著名であり、地理的に離れた児童・生徒との電子メール等による交流例²³⁾が報告されている。大杉他²⁰⁾は『チャレンジキッズ』による実践をふまえて、障害児のためのネットワークでは①具体的であること、②日常的であること、③自主的であること、そして④継続的であること、という留意点を述べている。知的障害児におけるインターネットを利用した情報教育は、これらの留意点の汎用性に関する検討と、広域ネットワークへの応用可能性の検討が重要であると考えら

れる。

そのほか、発達障害児に対する情報活用能力育成の初期段階での利用を想定して試作した、電子メール擬似体験システム³⁰⁾や、児童・生徒の読みの能力に応じて機能をカスタマイズできる電子メールソフト⁸⁾の取り組みも興味深い。

● IV. 養育者・教員・支援者にとっての メディアリテラシー

1. 養育者にとってのメディアリテラシー

インターネットの世界は、多様な情報を得られるという利点がある反面、情報が氾濫しており、その信憑性も自己責任の中で検討しなければならない。実証が不十分なものや、わざと嘘の情報を流すサイトも存在する。インターネットを使う上で、自分がどのような目的でどのように利用したいと考えているか、一定の指針がなければ情報の波の中に溺れてしまうことになる。実際には、情報の取捨選択は難しく、相当の注意が必要である。特に発達障害に関する情報収集等をインターネットで行なおうとする場合、障害の様子が個々によって異なるために、そのニーズに対応した明確な情報をインターネットだけで得ることは困難である³⁶⁾。

発達と障害の簡易チェックシステムをインターネット上に公開し、試験運用を通して利用者のニーズを考察した研究²⁹⁾では、利用者(多くは発達障害が疑われる児の養育者)はインターネットを介した簡易評価の限界を超えた情報を求めていることが示された。具体的には、このシステムは直接の面談形式をとらず、あくまで専門的知識を有しない利用者がインターネットを介して行なう簡易評価であるにも関わらず、あたかも面談と同等の評価や助言を求めているかのような意見が多く寄せられたのである。あるいは、簡易評価システムだけで発達障害の特性や予後の見通しについて、個々の状況に適した詳細な回答が得られるものであれば、利用者が発達障害の問題を軽く捉えていた可能性もあると考察されている。インターネットの特徴を知り、明確な目的を持って利用することが望ましく、最初はインターネットを窓口としても、専門機関への相談、顔と顔が見える活動というものを併用していくことが大事である、と吉川³⁶⁾は言及している。発達障害は特に早期発見と早期対応が重要であることから、情報を受け取る側はインターネットだけに

依存せず、あくまでそれらを参考知識・予備知識程度にふまえた上で専門機関での面談等を行なうことが求められよう。換言すれば、情報を発する側はそのような行動に円滑に移行できるような情報を提供していくことが求められよう。

2. 教員・支援者にとってのメディアリテラシー

発達障害児教育に従事する教員を主な対象に、個別指導計画（個別的教育計画；いわゆる IEP）の各種様式を閲覧できるシステムをインターネット上に公開し、試験運用を行なった研究³¹⁾³²⁾では、このシステムに組み込まれた検索機能を利用者が効率的に使えていないことが示された。具体的には、東日本地区の公立知的障害養護学校高等部設置校 60 校から提供された個別指導計画の様式を閲覧可能な型式に変換した上で、インターネット上に公開した。公開の際に、利用者のニーズに効率良く応えられるよう、様式に記述された語句を検索できるようなプログラムをシステム内に組み込んだ。試験運用の結果、多くは養護学校あるいは小学校の教員が個別指導計画の作成・提出の時期に特に多く利用したものの、検索語として「個別指導計画」や「個別的教育計画」「IEP」といった語を多く使用していることが分かった。このシステムは個別指導計画の様式ばかりを集めたものであるため、これらの検索語を用いると収容したほとんどの様式が検索結果として抽出されてしまう。この結果から、より効率的な情報提供方法の検討を課題として上げたが、この結果は教員の情報活用能力を暗喩しているようで興味深い。

些か古いデータであるが、文部科学省『学校における情報教育の実態等に関する調査（平成 13 年度）』の調査結果¹⁵⁾のうち、特殊教育諸学校の結果によれば、「コンピュータの操作ができる教員」は 73%で、「インターネットを利用したことがある教員」は 63%であったものの、「インターネットを利用して授業を行なったことがある教員」は 15%と低かった。その一方で、教員の情報教育に関する研修経験は、「校内研修」が 38%、「国及び教育委員会が行なう研修」が 12%で、以下「各種研究団体の主催する研修」、「民間企業が主催する研修」が 2%、「大学等の公開講座などの研修」、「その他」が 1%であり、全てを合わせても 55%であった。しかしながら、東日本地域の養護学校高等部における情報通信技術関連の現状を調査した為

川他の研究²⁸⁾では、情報教育研修の促進状況について、79%の学校では研修を促しているという回答がみられた。為川他は文部科学省の調査結果と自身の調査結果をふまえて、コンピュータやインターネットを活用した教育活動や校務の情報化が困難であることと、情報教育に関する研修も促進はみられるものの、実際の研修経験には反映されておらず、今後より積極的な技能の獲得を指摘した。教員自身のコンピュータリテラシーの問題については日本に限られた問題ではない¹²⁾。今後の教師のリテラシー向上のための整備が待たれるところである（次項 2 で詳述する）。

● V. 発達障害児者支援に関わる ICT の実状

1. 支援のニーズ

IT 革命は、発達障害児者への支援にも影響を及ぼした。情報化社会の進展に伴って、支援技術（Assistive Technology）という語が多方面で使用されるようになってきている。製造支援技術や開発支援技術、設計支援技術などである。障害児者に対する支援技術について、伊藤³⁾は「さまざまな道具を活用して障害者の生活を支援する技術」と定義し、さらに詳細には「商品化／修正／カスタマイズされているかを問わず、障害者の機能的能力を向上・維持・改善する目的で日常的に使用される製品・機器部品・システム・道具、または技法などを表すもの」と定義している。支援技術は障害児者のみならず、便利な道具として一般向けに普及するものも存在するが、基本的には経済効果が見込まれるほどの需要はなく開発コストもかかるため、障害児者のための支援技術であっても障害児者の手の届かない製品が少なくないのが現状であると、伊藤³⁾は指摘している。

一方、コンピュータや情報通信技術を応用した経済的な環境整備により、オンラインショッピング（旅行などの手配、書籍やチケット・日用品の購入）など、買物や各種手配などの決済をも自宅から瞬時に可能となった。一見すると、便利な社会環境に変遷しているかのようにも見えるが、実際には情報通信技術が「使えれば便利」な状況から、「使えないと困る」という状況になってきている。以前は人が介在していたために、障害者や高齢者、機械が苦手な人にとっても支障のなかった環境が情報通信技術化により一変した。つまり、機械化・自動化さ

れてしまったがゆえに、よりいっそう支援技術の必要性は増加していると、伊藤⁵⁾は指摘する。

一方、障害児者に対する個人的・地域的な支援として、パソコンボランティアという活動がある。これは障害者のコミュニケーション手段やさまざまな活動に役立つパソコンを利用者に応じて調整・改造したり、適切な用具や装置を提供したりするものである。日本障害者協議会情報通信ネットワークプロジェクトでは、それら地域におけるパソコンボランティア組織間の連絡や情報交換のために、パソコンボランティアカンファレンスを1997年より毎年開催している⁹⁾。しかし、これら地道な個人的・地域的な活動に対する行政や自治体からの支援策はほとんどなく、逆に行政や自治体で賄うべき事業をこれらのボランティアでカバーしようとする動きがあるのも事実である。障害児者に対する情報通信技術の支援及び、障害児者支援における情報通信技術利用は、もはやボランティアベースで行なうには限界であり、公的機関によって組織的・体系的に支援を行なう必要性が示唆される。

2. 教員らの悲痛な叫び

学校教育の現場では、メディアリテラシー以前の問題として、情報通信技術関連の業務負担が一部の教員に集中しているという現状がみられる³³⁾。これに関連して伊藤⁶⁾は以下のように述べている。

パソコンをはじめとしたハイテク機器は、その導入にしても導入後のメンテナンスにしても、現時点ではある程度の専門知識が必要となる。従って、どうしても知識を有する一部の教員に負担が集中せざるを得ない現実がある。学校というか教員集団においては、個々の教師は自分なりの指導技術や知識を持っているものの、担当教科や自分の専門以外の分野にはどうしても消極的になる傾向があり、「手出し、口出しをしない」ことが暗黙の不文律になっている傾向がある。その結果、パソコン担当となった教師は往々にして孤立してしまうことになりがちである。一方で、パソコンや機械に強い、あるいは趣味であるということと、それを子どもの教育に生かすための思想や知識・技術を持っているかということは必ずしも一致していないので、自分の主義主張や個人的趣味を満足させるためだけに動くパソコン担当も皆無ではない。そこに、新技術に対する不安やねたみも加わって「パソコンはおたくの世界である。」とか「好きな連中に勝手にやらせておけばよい。」といった冷ややかな空気も生まれてくる場合がある。

また、櫻井他²²⁾は文部省（当時）をはじめとする教育行政に対する批判として、以下のように厳しい主張を展開している。

行政の責任として、特別な工学的技能を持たない教員も含めて必要に応じてコンピュータ等が活用できるようにするための条件整備が必要である。障害に応じた入出力機器の提供はもちろんのこと、学習を支援するための道具となるようなソフトウェアの開発提供も必要であろう。（中略）文部省は2001年までにすべての学校にインターネットを接続するといっているが、教師を支援する体制が整っていない現状では、安上がりで情報ネットワークを構築・管理するために、教育行政がネットワーク管理の仕事を教師に肩代わりさせてくる可能性がある。そうすると、現状では誰でもそうした仕事ができるわけではないので、特定の教員の過度の負担になりかねない。教育行政は、機器整備だけ進めるのではなく、教職員の支援についても責任を持つべきといえよう。

このような現状から、大森¹⁹⁾は教員の意識の変容と積極的な姿勢の必要性を以下のように述べている。

コンピュータに堪能な指導者とそうでない指導者がいる。その結果、同じ指導内容なら操作に不安なコンピュータより、慣れたやり方でやろうという気持ちが強くなるのも当然である。このこと自体は教師がどの手だてを選択するかという、ごく普通の問題である。新しい技術や流行に無批判に飛びつくというのは論外であるが、学校教育におけるすべてのことが、社会全体に受け入れられ、万人に認知されたことでなければ教育環境として利用されないとしたら、学校は「すでに確立されている文化だけ」しか学べないところになってしまうのではないか。そういう意味では、教師が先進的な技術に関する研修を積んで、最新の文化や技術も積極的に授業実践に取り込んでいく姿勢が要求されているとも言えるのである。

その一方で文部省学習情報課（当時）¹⁴⁾は、教育における情報通信技術の利用について、必要であるのは教員の意識改革ではなく、ハードウェアやソフトウェア等のシステムを提供する側（ここでは企業等）の変容が必要である点を強調し、以下のように述べている。

英語教員の多くは、授業でカセット・テープを使っていると思われませんが、これは、「カセット・テープを使うこと自体に意義がある」という「意識改革」をした結果ではありません。「より良い授業」「分かる授業」を行うための「道具」として「便利」である（低い時間的コストで目標達成が容易になる）ためです。同様に、企業など多くの職場でコンピュータ等が活用されているのも、「コンピュータを使うこと自体に価値がある」という「意識改革」がなされたためではなく、単に「仕事を楽にする便利な道具」だからです。コンピュータやインターネットが教員によって十分に活用されていないとすれば、その原因は「教員の意識」にあるのではなく、ハード、ソフト、システムなどを「提供する側」にある（低い時間的コストで目標達成を楽にする便利なものを提供していないためである）ということ、よく認識しておく必要があるのです。

いずれにしても、障害児教育の現場において、情報通信技術に関連した業務が一部の教員の負担となっている点及び、外部の人間等の第三者による適切なシステムの提供や、技術的な支援が求められている点は主張が共通している。この現状を解決するひとつの考え方として、伊藤⁶⁾は以下のように述べている。

別の角度からは、「何でも教員が背負い込むことそのものが問題である。」との指摘があった。任せられるところは外部の業者なり専門家に任せ、教員は教育に関する部分に集中できるようにすべきという意見である。これは全く正論である。しかし、今の学校教育にはすべて「教諭」といった単一の業種しかおかれていないのが現実であり、それなればこそ教育の平等性が保たれてきたという主張もあるくらいである。なかなか外部の人間を受け入れる素地が学校にあるとは思えず、校内に複数の職種をおくことや教科以外の専門性を受け入れることにはあまり開かれているとはいえない。とはいえ、外国語教師や複数担当教員配置、通級指導など、ようやく教師の専門分化や多様な教育形態についても取り入れられ始めたところでもあり、今後は情報教育分野でもなんらかの専門性の尊重や外部機関の支援を受け入れる体制が整ってくることを期待したい。

たとえば言えば、養護・訓練担当教員が教員定数配置上加配の形となり、各学校でその専門性を生かして横断的に教育を支えていることを参考にすれば、情報教育担当教員を学級担当等からははずした形で配置し、全校で展開される情報教育を技術的、内容的に支援するような立場として確立していくことが今後考えられる。

これらの主張は、いずれも障害児教育の現場において情報通信技術の担当を受け持ち、他の同僚教員からは理解が得られない可能性を有した教員からの、いわば「悲痛な叫び」であり、何らかの対策を講じることが急務であることが示唆される。教員の教育者としての専門性をより有益に引き出せる体制を確立し、そのような体制の中での情報通信技術の導入や利活用が切望されている。その実現をもってはじめて、メディアリテラシーの議論が進むものと考えられる。

● VI. まとめ

本論では、メディアリテラシーを情報化社会における「生きる力」と位置付けた上で、発達障害児者への教育支援をメディアリテラシーの観点から論考した。さらに発達障害児教育の学校現場における一部の教員への負担集中の様相等、メディアリテラシー育成に関連する問題点と、今後の考え方について論じた。発達障

害児者における情報化社会への適応は避けられないものであり、その一方で養育者・教員・支援者らのメディアリテラシーに関する検討も必要であることを示した。

文 献

- 1) 土井美和子 (1995) : 人にやさしいコンピュータを. 教育と医学, 43(3), 201-206.
- 2) Fischer, C.S. (1992) : America Calling: A Social History of the Telephone to 1940. Berkeley, CA: University of California Press. 吉見俊哉・片岡みい子・松田美佐訳 (2000) : 電話するアメリカーテレフォンネットワークの社会史. NTT出版.
- 3) 藤田陽三 (1998) : 情報機器を活用した指導—ネットワーク考—. 特殊教育, 90, 16-19.
- 4) 株式会社インセプト (2006) : IT用語辞典 e-Words. (<http://e-words.jp/>)
- 5) 伊藤英一 (2002) : IT活用のための支援技術. 障害者問題研究, 29, 356-361.
- 6) 伊藤守 (1997) : 「特殊教育におけるインターネットの有効利用」の実施. 財団法人コンピュータ開発センター編 : 教育現場のインターネット利用—平成8年度「100校プロジェクト」実施報告集—. (<http://www.cec.or.jp/es/100school/ayumi/h8jissshi/> 引用部分は <http://www.cec.or.jp/net/cd95/100p/toku2.htm>)
- 7) 伊藤守 (1998) : 肢体不自由養護学校における情報機器を活用した指導. 特殊教育, 90, 24-27.
- 8) 伊藤智之 (2002) : 漢字読み能力に応じた障害児向け電子メールソフトの開発・実証. 日本特殊教育学会第40回大会発表論文集, 598.
- 9) JDプロジェクト編 (1997) : パソコンボランティア. 日本評論社.
- 10) Joinson, A.N. (2003) : Understanding the Psychology of Internet Behaviour —Virtual Worlds, Real Lives—. Palgrave Macmillan, UK. 三浦麻子・畦地真太郎・田中敦訳 (2004) : インターネットにおける行動と心理—バーチャルと現実のはざま—. 北大路書房.
- 11) 清原慶子 (1997) : 「パソコンボランティア」が提起する、共に生きる人間のための情報環境作り. JDプロジェクト編『パソコンボランティア』, 187-200, 日本評論社.
- 12) 小孫康平 (1997) : オーストラリア・ビクトリア州の特殊教育におけるコンピュータ教育の課題の分析. 日本教育工学雑誌, 21 (Suppl.), 5-8.
- 13) 文部省・情報化の進展に対応した初等中等教育における情報教育の推進などに関する調査研究協力者会議 (1998) : 情報化の進展に対応した教育環境の実現に向けて (最終報告). (http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/002/toushin/980801.htm)

- 14) 文部省学習情報課 (2000) : 「ミレニアム・プロジェクト」により転機を迎えた「学校教育の情報化」－「総合的な学習」中心から「教科教育」中心へ－ (「ミレニアム・プロジェクト『教育の情報化』」の解説).
- 15) 文部科学省初等中等教育局 (2001) : 学校における情報教育の実態等に関する調査 (結果). (http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/13/09/010911.htm)
- 16) 文部科学省 (2002) : 情報教育の実践と学校の情報化～新「情報教育に関する手引」～. (http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/020706.htm)
- 17) 村田育也, 田実潔, 岩崎正彦他 (1998) : 仮想空間による養護学校間のコミュニケーション支援の実践. 日本教育工学会研究報告集, JET98-4, 15-22.
- 18) Ong, W.J. (1982) : *Orality and Literacy*. London: Methuen.
桜井直文・林正寛・糟谷 啓介訳 (1991) : 声の文化と文字の文化. 藤原書店.
- 19) 大森直也 (1999) : 研究主題「障害児教育における情報機器の活用」－社会参加と自立の支援－. 京都府立南山城養護学校 平成 10 年度研究報告書. (<http://homepage3.nifty.com/sienkiki/siryou/hokoku.pdf>)
- 20) 大杉成喜, 太田容次, 石部和人 (1998) : 障害児教育におけるインターネット利用研究. 日本教育工学会研究報告集, JET98-4, 7-14.
- 21) 櫻井宏明 (2000) : 障害児とパソコン利用の問題点. みんなのねがい, 385, 28-31.
- 22) 櫻井宏明・西村章次 (2000) : 肢体障害者教育におけるコンピュータ利用の問題点と課題. 埼玉大学紀要 教育学部 (教育科学), 49, 39-53.
- 23) 佐藤尚武, 成田滋, 吉田昌義編 (1999) : 教室からのインターネットと挑戦者たち－チャレンジキッズによる出会い・学び－. 北大路書房.
- 24) 総務省 (2004) : 平成 17 年度 ICT 政策大綱 (ユビキタスネット社会の実現へ向けて). (http://www.soumu.go.jp/s-news/2004/040827_7.html)
- 25) 菅谷明子 (2000) : メディア・リテラシー－世界の現場から－. 岩波書店.
- 26) 武富志郎 (1998) : 知的障害と新しい情報リテラシ. 日本教育工学会研究報告集, JET98-4, 53-60.
- 27) 爲川雄二・橋本創一 (2000) : 知的障害児教育におけるコンピュータ利用をめぐる. 発達障害研究, 22(3), 238-246.
- 28) 爲川雄二・林安紀子・橋本創一他 (2002) : 知的障害養護学校高等部における情報化の現況－東日本を対象としたアンケート調査を中心に－. 東京学芸大学特殊教育研究施設研究報告, 1, 81-88.
- 29) 爲川雄二・世木秀明・橋本創一他 (2003) : インターネット環境を利用した発達障害相談システムの開発と試験運用. 電子情報通信学会技術研究報告, ET2002-91, 41-46.
- 30) 爲川雄二・橋本創一・林安紀子他 (2003) : 知的障害児向け電子メール擬似体験ソフトウェアの試作. 日本特殊教育学会第 41 回大会発表論文集, 271.
- 31) 爲川雄二・橋本創一・林安紀子他 (2004) : インターネットを利用した個別指導計画閲覧システムの構築. 日本特殊教育学会第 42 回大会発表論文集, 412.
- 32) 爲川雄二・橋本創一・林安紀子他 (2005) : インターネットを利用した個別指導計画閲覧システムの試験運用. 日本特殊教育学会第 43 回大会発表論文集, 620.
- 33) 宇佐見太郎 (2003) : 知的障害養護学校におけるホームページの活用試案～ホームページ上で学習活動～. 松下教育研究財団 第 28 回 (平成 14 年度) 実践研究助成報告書, 208～210. (http://www.mef.or.jp/activity/download/j_14_69.pdf)
- 34) 碓井広義 (2003) : テレビの教科書－ビジネス構造から制作現場まで－. PHP 研究所.
- 35) 横田陽 (1998) : ネットワーク化によるバリアフリーをめざして. 特殊教育, 90, 12-15.
- 36) 吉川佳余 (2007) : インターネットにおける軽度発達障害. 現代のエスプリ, 2007(1), 130-137.

※URL は 2007 年 1 月現在のものを記した。